

千葉県報

定例
令和8年4月14日

主要目次

- 公安委員会告示
指定講習機関の変更の届出
- 道路交通法第百八条の三十二の二第一項の規定による運転免許取得者等教育の認定の変更
- 道路交通法第百八条の三十二の三第一項の規定による運転免許取得者等検査の認定の変更
- 警備員指導教育責任者講習の実施（二件）
- 特定調達公告
- 入札公告
- 落札者等の公告

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第21号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定による指定講習機関について次のとおり変更届があった。

令和8年4月14日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋哲生

特定講習の種類別	指定講習機関の名称	変更に係る事項		変更年月日
		変更前	変更後	
普通二輪免許に係る 初心運転者講習	京成ドライイビン グスクール成田	代表者の氏名	小林 広人 佐野 淳	令和7年7 月1日

千葉県公安委員会告示第22号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定による運転免許取得者等教育の認定について次のとおり変更届があった。

令和8年4月14日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋哲生

運転免許取得者等教育の課程の区分	運転免許取得者等教育に使用する	変更に係る事項	変更年月日

施設の名称	代表者の氏名	変更前	変更後	本橋 清一 山口 敏幸	令和7年5 月29日
		変更前	変更後		
千倉自動車教習所	氏名	八日市場自動車教習所	代表者の氏名	宮内 宏巳 佐藤 和	令和7年5 月31日
		代表者の氏名	長巴自動車学校	代表者の氏名	高山 ひで 高山 秀明
認定規則第1条第1号、第3号及び第6号に掲げる課程	氏名	認定規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程	代表者の氏名	小林 広人 佐野 淳	令和7年7 月1日
		代表者の氏名	京成ドライイビン グスクール成田	代表者の氏名	姉崎自動車教習所
認定規則第1条第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号に掲げる課程	氏名	認定規則第1条第1号、第3号、第4号、第6号及び第8号に掲げる課程	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	変更後 SBSドライイビングスクール姉崎	

千葉県公安委員会告示第23号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定による運転免許取得者等検査の認定について次のとおり変更届があった。

令和8年4月14日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋哲生

運転免許取得者等検査	運転免許取得者	変更に係る事項	変更年月日

査の方法の区分	等検査に使用する施設の名称	代表者の氏名	変更前	本橋	清一	令和7年5月29日
			変更後	山口	敏幸	
運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定規則」という。）第1条第1号及び第2号に掲げる方法	千倉自動車教習所	代表者の氏名	変更前	宮内	宏巳	令和7年5月31日
			変更後	佐藤	和	
認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	八日市場自動車教習所	代表者の氏名	変更前	高山	ひで	令和7年6月30日
			変更後	高山	秀明	
認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	辰巳自動車学校	代表者の氏名	変更前	小林	広人	令和7年7月1日
			変更後	佐野	淳	
認定規則第1条第1号及び第2号に掲げる方法	姉崎自動車教習所	運転免許取得者等検査に使用する施設の名称	変更前	姉崎自動車教習所		令和7年9月1日
			変更後	SBSドライブイングループ姉崎		

千葉県公安委員会告示第24号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和8年4月14日

千葉県公安委員会委員長 寺嶋哲生

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）に係る講習

2 講習の期日及び時間
令和8年6月16日（火曜日）から25日（木曜日）まで（千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第1号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 講習の場所
千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階

4 受講対象者
（1）最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
（2）警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
（3）規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの
（4）規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る旧規則第8条の合格証（以下「合格証」という。）の交付を受けている者
（5）旧規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

5 受講定員
50人

6 講習業務の委託
講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

7 受講申込手続等
（1）受講申込手続
ア 申込方法
受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署（千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署）に提出すること。
なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

<p>イ 受講申込票受付期間等 令和8年4月27日(月曜日)から5月1日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>(2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を經由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p> <p>(3) 受講手続等</p> <p>ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。</p> <p>イ 受講申込書受付期間等 令和8年5月18日(月曜日)から22日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで</p> <p>ウ 添付書類</p> <p>(ア) 4(1)に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書</p> <p>(イ) 4(2)に該当する者 合格証明書の写し</p> <p>(ウ) 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(エ) 4(4)に該当する者 合格証の写し</p> <p>(オ) 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p> <p>(4) 受講手数料等</p> <p>ア 受講手数料 47,000円</p> <p>イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p> <p>8 講習に関する問合せ先</p>	<p>千葉県警察本部長 生活安全部 風俗保安課 警備係 電話043(201)0110</p> <p>千葉県公安委員会告示第25号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。 令和8年4月14日 千葉県公安委員長 寺嶋哲生</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第1号に規定する警備業務(以下「1号警備業務」という。)に係る講習</p> <p>2 講習の期日及び時間 令和8年6月22日(月曜日)から25日(木曜日)までの午前9時から午後5時まで</p> <p>3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンプライト7階</p> <p>4 受講対象者 1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者</p> <p>(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者</p> <p>(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p> <p>(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者</p> <p>(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(1号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの</p>
---	--

<p>5 受講定員 10人</p>	<p>合格証の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し (オ) 4 (5) に該当する者</p>
<p>6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。</p>	<p>合格証の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (4) 受講手数料等 ア 受講手数料 23,000円 イ 納入方法 現金又は別に定めるキャッシュレス決済により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。</p>
<p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。</p>	<p>8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p>
<p>イ 受講申込票受付期間等 令和8年4月27日(月曜日)から5月1日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。</p>	<p>特定調査公告 「この特定調査公告は、警察官の職務執行に必要と認められる事項の調査に必要と認められるため、この特定調査公告を掲載する。」 入札公告 別冊のとおり一般競争入札に付する。 令和8年4月14日 千葉県知事 熊谷俊人</p>
<p>(3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、講習規則別記様式第1号の受講申込書に必要な事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和8年5月18日(月曜日)から22日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 (ア) 4 (1) に該当する者 1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)、履歴書及び指導教育責任者資格者証等の写し (イ) 4 (2) に該当する者 合格証明書の写し及び指導教育責任者資格者証等の写し (ウ) 4 (3) に該当する者 合格証明書の写し、警備業務従事証明書及び指導教育責任者資格者証等の写し (エ) 4 (4) に該当する者</p>	<p>落札者等の公告 別冊のとおり落札者等について公告する。 令和8年4月14日 千葉県中央児童相談所長 青木 聡 美</p>
<p>第14134号</p>	<p>発行者 千葉市中央区市場町一番一号 千葉 葉 景 購読申込先 〇四三(二二三)二六五八</p>